

# 防火川柳応募要領

応募の締切り日 令和5年8月31日(木)

飯田地区幼少年婦人防火委員会と飯田広域消防本部では、下記のとおり防火に関する川柳を募集します。

## 1. 応募できる方

- 飯田下伊那地域の小学校に在籍する児童

## 2. 応募の要件

- 防火川柳のお題（テーマ）は、「火遊び」、「住宅用火災警報器」、「住宅防火（コンロ・ストーブ、電気など）」、「たき火」の4つの区分で募集します。

※ 先生・保護者・指導者の方から火災予防の啓発を兼ね、お子さんに次のテーマ別の説明をお願いします。

・**火遊び** 好奇心が旺盛な子供たちは、マッチやライターなどを目の当たりにした時に、大人の目の届かないところで火をつけるなどして火災に発展し、大きな危険にさらされます。子供たちの命や財産を守るため、火遊びをしない誓いなどを川柳で詠ってください。安全な花火の実施についても含みます。

・**住宅用火災警報器** 住宅用警報器の設置が義務になってから15年以上が過ぎていますが、依然設置率は低い状況にあります。当消防本部では、火災による犠牲者を減らすため、警報器の設置促進に力を注いでいます。煙を感知し警報音を発することから、早期に火災に気づくことができ、逃げ遅れの防止や被害の軽減に繋がります。大切な自分や家族の命を守るため川柳で訴えかけてください。

・**住宅防火** 建物火災は生活の拠点を焼失することから、人命の危険が伴うとともに大きな損害が生じます。住宅火災の原因の多くがコンロ（てんぷら鍋のかけ忘れ・着衣着火等）・ストーブ（周りの可燃物、誤給油等）・電気（電化製品・コンセント・コード（半断線や家具等の下敷きにより発熱）等であることから、これらの安全な取扱いや周囲の整理整頓など、子供目線での気づきを詠っていただくと広く住民に響き、火災予防に繋がります。

・**たき火** 管内の火災原因の多くは、たき火によるものです。裸火（たき火）は、周囲に燃えやすい物があつたり、風が強かつたりすると、予期せぬ飛び火や延焼により燃え広がり、建物火災や大きな山火事に至ることもあります。

たき火をするときは、消火器や水バケツなど、すぐに消火のできる準備をし、消防署にたき火の届出をしてから、周りに燃えやすい物がない場所で実施し、風が強い時は日を改めるようお願いしています。

（統計では、晴れた日の午前10時以降にたき火火災が発生しています。）

- 文字数は川柳（5・7・5）を基本とします。（字余り・字足らずは可能です）  
特殊な文字や記号は使用しないでください。
- 応募作品は未発表（他の募集で入選等していないこと）で、自分で考えたものに限ります。
- 1人2点まで応募できますが、応募用紙1枚に1作品としてください。

### 3. 作品の提出先

- 応募用紙に記載し、以下のいずれかで応募してください。
  - ① 持ち込み  
応募用紙を飯田広域消防本部予防課又は最寄りの消防署・分署に持参してください。
  - ② FAX（FAX番号 0265-23-6007）  
応募用紙を送信してください。
  - ③ 電子メール（yoboh@119.iida.nagano.jp）  
氏名（ふりがな）、性別、連絡先（郵便番号、住所、電話番号）、学校名、学年、作品を送信してください。
  - ④ 郵送（〒395-8533 飯田市東栄町 3345 飯田広域消防本部 予防課）
  - ⑤ 学校で取りまとめたの応募。（1作品に応募用紙1枚）
- 応募用紙は、飯田広域消防ホームページからダウンロードできるほか、最寄りの消防署、分署にもあります。

### 4. 入賞作品の決定

- 川柳は厳正な選考を行い、最優秀作品1点・優秀作品5点を選び、入賞者には賞状及び副賞を贈呈します。
- 入賞作品は令和5年10月上旬頃に本人へ通知するとともに、飯田広域消防のホームページ等で発表します。
- 入賞作品は、防火カレンダー、防火チラシ及びイベント等で活用します。
- 著作権は飯田広域消防本部に帰属します。
- 作品を使用する際には、川柳とともに氏名、学校名などを併記します。

問い合わせ先

飯田広域消防本部予防課

TEL 0265-23-6002（直通）

FAX 0265-23-6007

飯田広域消防ホームページ

<http://119.minami.nagano.jp/>